

被扶養者認定に必要な提出書類一覧表(対象者別)

扶養申請対象者との関係や収入の状況によっては、下記以外の証明書類の提出を求められることがあります。

また、申請のケースによって細かく確認することや確認の内容によっては、扶養認定を行わないこともございますので、あらかじめご承知おきください。

○印・・・必ず提出 △印・・・該当する人は必ず提出

認定対象者	勤労状況・年齢区分等	必要書類等									備考	
		健保組合専用書類			扶養義務の確認	収入の確認			生計維持の確認			
		被扶養者(異動)届	被扶養者申請調書	被扶養者認定チェックシート	世帯全員の住民票 ※1	(非)課税証明書 ※2	直近3カ月分の給与明細写し ※3	年金改定通知書または直近の年金振込通知書の写し	退職または廃業確認書類	有効期限は記載の学証明書の原本の写し		
配偶者	無職 ※5	○	○	○		○						婚姻による申請の場合は、婚姻受理証明書等(婚姻日のわかる公的書類)を添付 内縁の妻の場合は住民票を添付(表記上「内縁の妻・未届の妻」でない場合は、各々の戸籍謄本も添付) 雇用形態変更等による収入減少の申請の場合は、雇用契約書等の収入減少の事実がわかるものを添付(収入減少後の給与明細3ヶ月分を後日提出)
	就労中(認定基準内の収入)	○	○	○				△				
	1年以内に退職または自営廃業	○	○	○						<注1>		
	学生	○	○	○		○	△				○	
子	誕生のとき	○				△						配偶者がいないときまたは子と別居のときは住民票を添付 夫婦共同扶養の場合(共稼ぎ)は配偶者の収入証明書類を添付 高校卒業以上の学生や高校生以下でも就労者の場合は調書、チェックシートおよび収入証明書類を添付 雇用形態変更等による収入減少の申請の場合は、雇用契約書等の収入減少の事実がわかるものを添付(収入減少後の給与明細3ヶ月分を後日提出)
	中学生以下	○				△						
	高校生	○	△	△	△	△	△				○	
	高校卒業以上の学生	○	○	○	△	○	△				○	
	高校卒業以上で無職 ※5	○	○	○	△	○						
	高校卒業以上で就労中(認定基準内の収入)	○	○	○	△						○	
	高校卒業以上で1年以内に退職または自営廃業	○	○	○	△					<注1>		
父母 祖父母	無職 ※5	○	○	○	○	○		△				(年金受給の場合は必須) <注1>
	就労中(認定基準内の収入)	○	○	○	○	○	○					
	1年以内に退職または自営廃業	○	○	○	○							
兄弟姉妹 孫	中学生以下	○			○							高校卒業以上の学生や高校生以下でも就労者の場合は調書、チェックシートおよび収入証明書類を添付 扶養申請対象者が同居の兄弟姉妹で、別居の父母がいる場合には、父母の収入を証明する書類を添付
	高校生	○	○	○	○	△	△				○	
	高校卒業以上の学生	○	○	○	○	○	△				○	
	高校卒業以上で無職 ※5	○	○	○	○	○						
	高校卒業以上で就労中(認定基準内の収入)	○	○	○	○						○	
	高校卒業以上で1年以内に退職または自営廃業	○	○	○	○					<注1>		
同居必須 その他 3親等内 親族	中学生以下	○			○							△(年金受給の場合は必須) 学生でも就労者の場合は収入確認書類を添付
	高校生	○	○	○	○	△	△				○	
	高校卒業以上の学生	○	○	○	○	○	△				○	
	高校卒業以上で無職 ※5	○	○	○	○	○						
	高校卒業以上で就労中(認定基準内の収入)	○	○	○	○						○	
	高校卒業以上で1年以内に退職または自営廃業	○	○	○	○	○				<注1>		

<注1> 1年以内に退職または自営業を廃業した人の被扶養者認定を申請するときは下記の該当する資料を提出してください。
 ⇒失業給付を受給しない人……………「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し(離職票1ではありません)
 ⇒失業給付の給付制限期間のある人…「離職票」(1)(2)の写しと入手次第、受給資格者証(両面写し)※すでに給付制限期間中の方は、受給資格者証のみ添付してください。
 ⇒失業給付を受給延長する人……………「離職票」(1)(2)の写しまたは受給資格者証写し(両面)と入手次第受給延長通知書の写し
 ⇒失業給付を受給完了した人……………「受給資格者証」両面写し(受給終了日の記載のあるもの)
 ⇒雇用保険未加入の人……………雇用保険未加入である旨記載の「退職証明書」(原本)※公務員の場合は辞令の写し
 ⇒自営業廃業……………個人事業の「廃業届出書」の写し
 尚、失業給付を受給しない場合でも、提出書類が離職票(1)(2)である場合は原則失業給付の受給の意思があるものとみなします。
 退職先が離職票の交付のみを行う場合は、その旨を調書に記載してください。

- ※1 記載事項省略なしの原本が必要です。また、世帯全員の住民票に認定対象者以外の成人家族がいる場合は、その方の収入を証明する書類を添付してください。
- ※2 市区町村発行の収入額の記載されている各種証明書(所得証明書、課税証明書、非課税証明書等)の原本[有効期限:発行日より3ヶ月以内]
- ※3 給与3か月分が困難な場合は課税証明書を添付ください。(後に追加で資料を求められることがございます)また、給与収入以外の場合は確定申告書(写し)となります。
- ※4 扶養申請対象者と別居の場合は、生計維持の為送金を証明できるものを直近1年分と、被保険者との続柄を証明する書類(戸籍謄本等)を添付してください。
- ※5 添付書類等で無職無収入の確認が取れない場合は別途書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。